

盛岡市立かつら荘指定管理者仕様書

盛岡市立かつら荘（以下「かつら荘」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、かつら荘の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 母子生活支援施設の管理運営に関する基本的な考え方

かつら荘を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 母子生活支援施設の設置目的を十分に踏まえ、児童福祉法その他関係法令等の規定及び趣旨に従い、入所者に対する保護、自立支援その他必要な支援を総合的に実施するとともに、支援の質の確保を図りながら、適切な施設の管理運営に努める。
- (2) 配偶者等からの暴力の被害を受けた母子（以下「DV等被害者」という。）及び被虐待児童が、安心して生活できるよう、安全の確保に努める。
- (3) 子どもの最善の利益を第一に考えた支援を行い、子どもが自由に意見を表明できる環境作りに努める。
- (4) 入所者の立場を尊重し、信頼関係に基づいて入所者とともに課題解決に取り組むとともに、希望や意思を十分に尊重しながら、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行う。特に、入所時においては、入所に至る経緯及び心身の状況に十分配慮し、その回復を支える。
- (5) 入所者が地域社会の一員として自立した生活を送ることを目指し、地域とのつながりを大切にしながら、地域に開かれた施設運営に努める。
- (6) 施設の効果的かつ効率的な管理運営を行い、管理運営費の縮減に努める。
- (7) 個人情報 の適正な管理を徹底する。

3 施設の概要

- (1) 名称 盛岡市立かつら荘
- (2) 所在地 盛岡市住吉町1番51号
- (3) 供用開始予定年月日 令和9年4月1日
- (4) 定員 14世帯
- (5) 施設規模
構造 鉄筋コンクリート造3階建
(1階は、山王老人福祉センター及び山王児童センターと共用)
敷地面積 3,094.49㎡
延床面積 1,113.87㎡
施設内容 入所者用居室、学習室、相談室、保育室、静養室、事務室、宿直室他
- (6) 主な備品 別紙一覧のとおり。
加えて、供用開始までに学習室用の机・椅子、相談室用の机・椅子、保育室用の机・椅子並びに静養室及び宿直室用のベッドを設置する予定である。

4 指定期間

- (1) 新規の団体が指定を受ける場合は、令和9年4月1日から令和12年3月31日まで
- (2) 現在の指定管理者が継続して指定を受ける場合は、令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

5 法令等の遵守

かつら荘の管理運営は、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令等を遵守し行うこととする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

- (5) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (6) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (8) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
- (9) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- (10) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- (11) 児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）
- (12) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- (13) 盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（令和6年条例第15号）
- (14) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）
- (15) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）
- (16) 妊産婦等生活援助事業実施要綱（令和6年こ支家第184号）
- (17) 妊産婦等生活援助事業ガイドブック（令和6年こ支家第187号）
- (18) 盛岡市母子生活支援施設条例（昭和62年条例第10号）
- (19) 盛岡市母子生活支援施設条例施行規則（昭和62年規則第7号）
- (20) 母子生活支援施設運営ハンドブック（平成26年厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課）
- (21) 盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号）
- (22) その他管理運営を行うにあたり必要な関係法令

6 業務内容

- (1) 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。また、退所した者についての相談その他の支援を行う。これらに関する具体的内容は、次のとおりとする。
 - ア 日々の生活支援に関する業務
 - (ア) 入所者に対して、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言等生活指導に関する業務を行うとともに、個々の精神・身体及び日常生活に応じた生活指導の充実に努めること。
 - (イ) 就労に関する動機付けと就労習慣の指導、公共職業安定所の利用に係る助言や必要な場合の同行支援、職業訓練校や講習会等の情報提供、職場での人間関係等についての助言を行うこと。
 - (ウ) 家事や家政管理の指導、自立に向けての生活設計、健康管理、基本的生活習慣等の家庭生活に関する相談、指導、助言を行うこと。
 - (エ) 少年指導員等による学習指導及び児童の健全な育成の支援を行うこと。
 - (オ) 母親の疾病、通院、就労、相談、手続等の際の一時的な家事支援を行うこと。
 - (カ) 保育室での補完保育（入所児童が保育所等に通所するまでの間の保育や病後児への一時的な見守り・養育支援）及び母親が送迎できない場合の保育園送迎を行うこと。
 - (キ) 児童の育児や進学その他養育に関する相談を行うこと。
 - (ク) 入所者及び妊産婦の健康管理（嘱託医の健康診断を含む。）、病気の予防及び看護（医療行為は含まない。）、通院への支援を行うこと。
 - (ケ) 公的扶助、年金や諸手当の受給等の活用に向けた支援を行い、必要に応じて同行支援をすること。
 - (コ) 公営住宅等への入居のための支援を行うこと。
 - イ 専門的な課題解決に関する支援業務
 - (ア) 離婚、親権、慰謝料、財産分与等に関する法律相談について、弁護士等法律の専門家による相談の機会を設け、又は法テラス等専門機関への紹介を行い、必要に応じて同行支援をすること。
 - (イ) 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供を行い、必要に応じて同行支援をすること。

- (ウ) 児童と父との関係にかかる相談・助言や緊急時の保護及び法律等専門的助言が必要と認められる場合の適当な機関の紹介を行い、必要に応じて同行支援をすること。
- ウ DV等被害者への支援及び心理的ケアに関する業務
 - (ア) DV等被害者への心理的サポートを含む支援を行うこと。実施に際しては、日常的に対応する職員による支援のほか専門的な見地からのメンタルケアを行うこと。
 - (イ) DV等被害者の情報管理について配慮を徹底し、関係機関との連携を行い加害者への情報漏洩を防ぐこと。施設利用を外部に知られないよう配慮し、加害者への恐怖心が強いDV等被害者に対しては、居室を外部から見られないようにするなどできる限りの配慮と対策を行うこと。
 - (ウ) 保護命令制度や支援措置の活用についての情報提供や法的手続きのための同行支援をすること。
 - (エ) 被虐待児への支援（心理的サポート含む。）を行うこと。
 - (オ) 障がい児への支援を行うこと。
 - (カ) 宿直（待機）体制から夜勤（直接支援）体制による安全・安心な生活環境の確保及び適切な個別支援を行うこと。
 - (キ) 心理療法を必要とする入所者が、定期的に面接、相談その他の心理学的知識及び技術を用いた支援を受けられる体制を整備すること。また、心理療法担当職員は、生活支援及び自立支援計画との連携を図ること。
- エ 退所者への支援に関する業務

退所者の生活を見守り、安定した生活を送ることができるよう切れ目ない相談及び支援を実施し、必要に応じて関係機関と連携を図ること。
- オ 自立支援計画の策定・実施
 - (ア) 入所時には、入所措置を行った福祉事務所及びその他の関係機関と協議の上、入所者自身の意見・意向も踏まえて、入所者個別の自立支援計画を策定し、以降定期的に再評価を行うよう努めること。
 - (イ) 入所者への支援の記録を整備すること。
- カ 入所者の親睦及びレクリエーションのための講座及び施設外指導等実施

入所者全員を対象に、社会性を養うための行事、レクリエーション等を実施すること。
- キ 学習及び相談環境の整備

学習室における児童のオンライン学習及び相談室における入所者と関係機関とのリモート会議に対応するため、必要な通信環境を整備すること。なお、通信環境については、学習室と相談室共用のホームルーター等を利用したWi-Fi環境によるものでも差し支えない。
- ク その他、入所者の福祉の向上に関して必要な業務
 - (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の趣旨を踏まえ、母子生活支援施設として対応可能な範囲において、支援を必要とする女性及び同伴児童に対し、安全確保、生活支援、相談支援及び関係機関との連絡調整を行うこと。
 - (3) 「妊産婦等生活援助事業」に基づき、出産後にかつら荘への入所を予定している特定妊婦に対し、かつら荘を活用した居場所の提供及び必要に応じた食事の提供並びに衣類その他の日用品の支給又は貸与を行うこと。あわせて、配置する支援コーディネーター（所長兼務）、母子支援員及び看護師等により、入所者に準じた日常生活上の支援を実施すること。
 なお、本事業の具体的な実施方法その他必要な事項については、市と指定管理者が協議の上、定めるものとする。
- (4) 関係機関等との連携に関する業務
 - ア 入所者の生活の支援を行うにあたり、市、保育所、学校、児童相談所及び公共職業安定所等の関係機関との連絡調整及び連携を図ること。
 - イ 入所者からの苦情に対して、適切な解決に努めるとともに、常時入所者からの意見を求めることのできる方法を講じること。
 - ウ 地域との交流を通じて地域住民との良好な関係の構築に努めるとともに、母子生活支援施設の役割やかつら荘の運営に対する理解の促進を図ること。
- (5) 施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
 - ア 機械警備委託、窓ガラス清掃、エレベーター点検委託、自動ドア点検委託、自家用電気

- 工作物点検、消防設備点検、防火設備点検、市有建築物定期点検
 イ 日常の清掃、施設等の管理
 ウ 敷地の管理及び除草、除雪等
 エ 修繕
 オ 電気、ガス、水道及び公衆電話の管理及び料金の支払
 カ AEDの設置及び維持管理
 (6) その他かつら荘の管理運営に必要な業務で市長の定めること。

7 指定管理者と市とのリスク分担

指定管理者と市のリスク分担は、原則として次のとおりとする。

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定 管理者
共通	法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更	協議事項	
	不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
申請・準備段階	申請コスト	申請費用の負担		○
	準備コスト	業務引継ぎに要する費用の負担		○
運営段階	運営費の変動	賃金水準や物価水準の変動の影響を受ける運営費の変動(※1)	○	○
		燃料購入単価及び電気料金単価の変動に伴う燃料費の変動(※2)		○ (基準内)
		公共料金の料金改定に伴う光熱水費の変動	協議事項	
		上記以外で、市の要因による運営費の変動(※3)	○	
		上記以外で、市以外の要因による運営費の変動		○
	施設・設備の 損傷	管理上の瑕疵による施設・機器等の損傷		○
		上記以外による施設・機器等の損傷(※4)	○	○
	債務不履行	施設設置者(市)の協定内容の不履行	○	
		指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
	損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
		施設、機器の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害	協議事項	
	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○
		施設、機器の不備や火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項	

※1 指定期間2年目以降の当該経費については、【別記2-1】賃金・物価スライド制度の運用手続きに基づき決定する。

※2 基準を超過した部分の燃料費及び電気料金については、市と指定管理者の協議によりリスク分担を決定する。

※3 妊産婦等生活援助事業の実施により要する食事及び日用品の費用は、市との協議事項とする。

※4 年度協定において定める年間修繕料を上回る修繕及び妊産婦等生活援助事業の実施により要する食事及び日用品の費用は、市との協議事項とする。

8 職員の配置

(1) 次の職員を配置するものとし、イからエまでについては、その半数以上を常勤職員とすること。

なお、この職員配置には、「6 業務内容(4)」に規定する妊産婦等生活援助事業に従事する職員を含むものとする。

また、(5)に定める夜間支援については、配置職員による体制を確保すること。

- ア 所長（管理責任者） 1名 ※妊産婦等生活援助事業支援コーディネーター兼務
- イ 母子支援員 6名 ※うち2名は妊産婦等生活援助事業対応職員として配置
- ウ 少年指導員兼事務員 2名
- エ 看護師 2名 ※妊産婦等生活援助事業対応職員として配置
- オ 心理療法担当職員 1名
- カ 調理員又はこれに代わるべき者 1名
- キ 嘱託医（入所者健康診断対応） 1名

- (2) 職員に対しては、公の施設の業務に従事する者であることを自覚させ、入所者への対応、業務態度には十分注意を払うよう指導するとともに、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
- (3) 職員の資質向上を図るため、業務に必要な研修を実施し、又は他の団体等が実施する研修に職員を派遣すること。
- (4) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第27条第3項に定める資格要件を満たす者を心理療法担当職員として配置すること。
- (5) 入所者に対する夜間支援については、夜勤（直接支援）体制を確保するため、直接支援職員を配置すること。
また、入所者からの相談等を含む緊急対応、関係機関との連絡調整及び安全確認に直接対応できる勤務体制とすること。

9 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理のため、必要かつ適切な安全管理措置を講ずるとともに、業務上知り得た個人情報を目的外に利用し、又は正当な理由なく第三者に提供しないこと。

また、従事者及び委託先に対し必要かつ適切な監督を行い、個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合は、速やかに市へ報告すること。

その他の取扱いについては、【別記4】個人情報取扱事務に係る特記仕様書の定めるところによる。

10 危機管理対応

- (1) 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じた上、市及び関係機関に通報すること。
- (2) 危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこと。また、消防署等から指摘があった場合は、直ちに改善措置を講ずること。
- (3) 消防・防災計画を策定するとともに、避難訓練を定期的の実施すること。
- (4) DV等被害者の安全を脅かす事例の収集、要因分析と対応策の検討を行うこと。

11 管理に要する費用

市は、施設サービスの質が低下することがないように、指定管理者に対して、管理に要する費用（以下「指定管理料」という。）を支払う。

- (1) 指定管理料は、指定管理者の収支計画書に基づき算定した一定額を予算の範囲内で支払うものとする。なお、次の項目を除き、原則的に指定管理料の精算は行わない。
 - ア 修繕費
 - イ 妊産婦等生活援助事業の実施に当たり食事の提供及び衣類その他の日用品の支給又は貸与に要する経費（以下「食事代及び日用品費等」という。）
 - ウ 光熱水費（新規に供用開始する施設等において、光熱水費の見通しが立たない場合）
- (2) 各年度の指定管理料の上限額は募集要項に定める額とし、提案額が当該上限額を超えないことを選定基準とする。
- (3) 修繕費については、年間の修繕費の額を指定管理料に算入し、実績が下回った場合はその差額を返納し、上回る場合は市と事前に協議した上で、必要な場合は市から追加して支払う。
- (4) 新規に供用開始する施設における光熱水費については、市は、施設管理に係る年間の光熱

水費の基準額を指定管理料に算入し、光熱水費の基準額は年度協定において定める。光熱水費の実績が基準額と異なる場合は、市と指定管理者で協議の上、次のとおり調整を行う。

ア 実績が年間の基準額より下回った場合、指定管理者はその差額を市に返納する。

イ 実績が年間の基準額より上回る場合、必要な額を市から追加して支払う。

ウ 精算対象とする期間

令和9年度及び令和10年度については年度末に調整を行い、令和11年度以降は、年度協定を締結する際に、令和9年度及び令和10年度に調整した金額を指定管理料に反映し、年度末の調整は行わないことを基本とする。これによりがたい場合については、市と指定管理者で協議の上、対応を決定する。

- (4) 妊産婦等生活援助事業の実施に伴う食事代及び日用品費等については、市と事前に協議した上で、必要な場合は市から追加して支払う。

12 物品等の帰属

- (1) 指定管理者が、指定期間中に市から支払われた指定管理料により購入した物品については、市に帰属するものとする。
- (2) 指定管理者は、市が所有する物品については「盛岡市財務規則」に基づいて、善良な管理者の注意を持って使用し、また、常に良好な状態で使用ができるように保管しなければならない。
- (3) 指定管理者は、市の所有する備品については、備品管理簿を備えて、その保管に係る備品を整理し、購入及び廃棄等の異動及び現在高について毎年度終了後、市が定める日までに市に報告しなければならない。

13 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認められない。個別の業務の再委託については、事前に市との協議が必要である。

14 協定について

指定管理者と市は、業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結する。

15 運営状況の管理と公表

市は、指定期間中、次の取組を基本としながら、指定管理者に対して入所状況報告書及び事業計画実績報告書の提出を求める。また、施設ごとに定期的な巡回点検や確認を行い、運営状況の把握に努めるとともに、一年度に一回以上、入所者の意見を直接聴く場を設けるなど、入所者の意見を幅広く聴き、その反映に努める。

- (1) 指定管理者が毎年度終了後に提出する事業報告書（地方自治法第244条の2第7項）を検証する。
- (2) 市と指定管理者は、指定管理者制度導入施設における業務の履行状況確認等（モニタリング）を実施し、その結果を公表する。

16 第三者評価の受審

指定管理者は、3年に1回以上第三者評価を受けること。

17 原状回復義務等

指定管理者は、施設又は設備の変更をしようとするときは、あらかじめ市と協議することとする。また、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、または指定を取り消されたときは、市の指示するところにより、その管理を行わなくなった施設または設備を原状に回復しなければならない。

18 保険及び損害賠償の取扱い

指定管理業務の範囲内での指定管理者が負うべき賠償責任については、市が加入している

「全国市長会市民総合賠償補償保険」の対象となる。ただし、当該保険の賠償責任を超えることが想定される業務がある場合は、指定管理者が独自に保険に加入すること。

また、施設内での自主事業等指定管理者が独自に行う事業については、対象外となるので、その規模等に応じ、想定される賠償責任に見合った保険に加入すること。

なお、市が加入している保険内容は、次のとおりである。

(1) 保険名称 全国市長会市民総合賠償補償保険（賠償責任保険）

(2) 保険金額（てん補限度額）

ア 身体賠償 1人につき 1億円 1事故につき 10億円

イ 財物賠償 1事故につき 2,000万円

ウ 免責金額 なし

19 市内中小企業への発注協力

市内地域経済の活性化を図るため、小規模修繕等の工事の発注、物品や役務の調達等に当たっては、市内登録業者への発注を優先的に行うこととする。

20 暴力団排除措置

(1) 公の施設の使用の不許可等について

指定管理者は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該公の施設の使用に係る許可その他の処分をせず、又は当該処分を取り消すことができるものとする。

(2) 利益付与処分に関する措置について

指定管理者は、暴力団員等に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある許可その他の処分（法令により既に暴力団排除の措置が採られている処分及び前述の処分を除き、以下「利益付与処分」という。）をしないものとする。

また、指定管理者は、利益付与処分を受けた者が暴力団員等に該当することが判明したときは、当該利益付与処分を取り消すことができるものとする。

21 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務において省資源・省エネルギーに努めるとともに、廃棄物排出量の抑制、自然・生活環境の保全を行う等、環境への配慮を行うものとする。また、関係法令や市の計画に基づき、当該施設におけるエネルギー使用量等を管理し、市に報告するものとする。

22 自主事業の実施について

指定管理者は、施設の設置目的を果たすために、施設利用許可基準の範囲内で自ら企画し、創意工夫で事業を行うことができる。この場合は次の事項を遵守すること。

(1) 指定管理者が自主事業を行う場合の施設の利用については、入所者の施設の利用に影響がないよう配慮すること。

(2) 自主事業の実施に当たっては、あらかじめ市と協議を行うこと。

(3) 自主事業を行う場合の事業費は、指定管理者が負担すること。

23 要求水準

市が指定管理者に求める要求水準は次のとおりとする。

なお、最終的には、市と指定管理者が協議の上、事業計画書に数値目標（指標）を設定し、管理運営を行うものとする。

また、設定した数値目標（指標）は、指定管理者及び市による年度評価を実施する際の基準となるものであり、年度評価の実施後にはその結果を公表する。市ではモニタリング及び年度評価の結果を踏まえ、指定期間終了の前年度に総括評価を実施し、その結果を公表する。

項目	評価指標	要求水準				
		令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
サービスの向上	職員の専門知識向上に関する研修への出席回数	年6回	年6回	年6回	年6回	年6回
管理運営費の縮減	歳出決算額	指定管理料上限額				
適正な管理運営	各入所世帯の自立支援計画の見直し回数	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
心理的支援	心理面接又は心理相談の実施体制	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回
補完保育	補完保育の実施記録	実施件数・対象児童数を毎年度報告				
夜間支援	夜間の直接支援体制	年間を通じて確保し、対応実績を毎年度報告				

24 その他留意事項

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要項等を作成する場合は、市と協議を行うこと。

25 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議して決定する。